（建築士法第十四条第一号から第四号までと同等以上の知識及び技能を有する者を定める件の一部改正）

第二条　建築士法第十四条第一号から第四号までと同等以上の知識及び技能を有する者を定める件（平成二十年国土交通省告示第七百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十一号中「建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第十七条の十八に規定する」及び「（以下「建築設備士」という。）」を削る。

（構造設計に関し建築士法第十条の二第一項第一号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有する一級建築士及び設備設計に関し同条第二項第一号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有する一級建築士を定める件の一部改正）

第三条　構造設計に関し建築士法第十条の二第一項第一号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有する一級建築士及び設備設計に関し同条第二項第一号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有する一級建築士を定める件（平成二十五年国土交通省告示第七百三十二号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一第一項中「第十条の二第一項第一号」を「第十条の二の二第一項第一号」に改める。

第二第一項各号列記以外の部分中「第十条の二第二項第一号」を「第十条の二の二第二項第一号」に改め、同項第一号中「第十条の二第二項第一号」を「第十条の二の二第二項第一号」に改め、同号ロ中「建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第十七条の十八に規定する」を削り、同項第二号中「第十条の二第二項第一号」を「第十条の二の二第二項第一号」に改める。

（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第十条第七号の国土交通大臣が定める者及び国土交通大臣が定める科目を定める件の一部改正）

第四条　建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第十条第七号の国土交通大臣が定める者及び国土交通大臣が定める科目を定める件（平成二十五年国土交通省告示第千百三十号）の一部を次のように改正する。

本則中「第十条の二第一項」を「第十条の二の二第一項」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年六月二十五日から施行する。

○国土交通省告示第百八十九号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十一条第二項第一号イに基づき、建築物の張り間方向又は桁行方向の規模又は構造に基づく保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件を次のように定める。

平成二十七年一月二十九日　　国土交通大臣　太田　昭宏

建築物の張り間方向又は桁行方向の規模又は構造に基づく保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十一条第二項第一号イの規定に基づき、保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準は、次の各号に定める基準とする。

一　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第二十条第一項第二号に掲げる建築物（高さが三十一メートル以下のものに限る。）が令第三章第一節から第七節の二までの規定に適合する場合にあっては、次のイ及びロに該当するもの

イ　建築物の張り間方向又は桁行方向のいずれかの方向について、令第三章第八節第一款の四に規定する許容応力度等計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

ロ　イの規定により構造耐力上安全であることが確かめられた方向以外の方向について、令第三章第八節第一款の二に規定する保有水平耐力計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

二　法第二十条第一項第三号に掲げる建築物が令第三章第一節から第七節の二までの規定に適合する場合にあっては、次のイ又はロに該当するもの

イ　前号イ又はロに定める基準に該当するもの

ロ　次の(1)及び(2)に該当するもの

(1)　建築物の張り間方向又は桁行方向のいずれかの方向について、令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

(2)　(1)の規定により構造耐力上安全であることが確かめられた方向以外の方向について、令第三章第八節第一款の二に規定する保有水平耐力計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

附　則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第百九十号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十一条第二項第二号イの規定に基づき、建築物の張り間方向又はけた行方向の規模又は構造に基づく許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件（平成十九年国土交通省告示第千二百七十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月二十九日　　国土交通大臣　太田　昭宏

第三号の次に次の一号を加える。

四　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十条第一項第三号に掲げる建築物にあっては、次のイ及びロに該当するもの

イ　建築物の張り間方向又は桁行方向のいずれかの方向について、令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

ロ　イの規定により構造耐力上安全であることが確かめられた方向以外の方向について、令第三章第八節第一款の四に規定する許容応力度等計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

附　則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第百九十一号

二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物に係る保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件及び二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物に係る許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件を廃止する件

平成二十七年一月二十九日　　国土交通大臣　太田　昭宏

次に掲げる告示は、廃止する。

一　二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物に係る保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件（平成二十年国土交通省告示第三十七号）

二　二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物に係る許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件（平成二十年国土交通省告示第三十八号）

附　則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　二八〇円（本体二六〇円）　（配送料別）